

レンタル約款

令和5年7月1日
一般社団法人 海と空

第1条 (総則)

このレンタル約款は、一般社団法人海と空（以下「当店」という。）との間の賃貸契約（以下「レンタル契約」という。）に関し、別途に契約書類を作成しない場合に適用されます。

第2条 (レンタル商品)

当店はお客様に対し、当店がお客様に発行する納品書に記載するレンタル商品を賃貸し、お客様はこれを借ります。

第3条 (契約の成立)

当店とお客様とのレンタル契約は、お客様が当店に対しレンタルサービスの利用申し込みをし、当社が承諾したときに成立するものとします。当店は、お客様の利用申し込み内容を審査し、場合によっては、レンタルサービスの提供をお断りすることがあります。なお、お断りした場合であっても、当社にお断りする理由を説明する義務を負わないものとします。

第4条 (レンタル期間)

レンタル期間は、納品書に記載する期間とします。
本レンタル約款に基づくレンタル契約は、本レンタル契約に定める場合を除き、解除等によって終了させることはできません。お客様のご都合でレンタル開始日を過ぎてレンタル商品をお受け取りになった場合またはレンタル終了日より早く商品を返却した場合でもレンタル期間を変更することはできないものとします。

第5条 (料金)

お客様は当社が発行するレンタル契約締結日に有効なレンタル料金表に基づいて算出した、レンタル料などに、消費税を付した金額（以下「レンタル料等」という。）を当社に対して支払います。

第6条 (レンタル商品の引渡し)

当店はお客様に対して、レンタル商品を当社が指定した場所において、レンタル開始時刻に引渡し、お客様はレンタル商品をレンタル期間満了時刻までに返却するものとします。

第7条 (担保責任の範囲)

- お客様の責任によらない事由によりレンタル期間中に生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しない場合、当店はレンタル商品を交換します。また、代替商品が無い場合はその商品のレンタル代をご返金することで、当店は一切の責任を免れるものといたします。
これ以外、当店は、当店の故意または重大な過失がある場合を除き、お客様に対して損害賠償の責任を負いません。
- 前項のレンタル商品の修理または取り換えに過大な費用または時間を要する場合、当店はレンタル契約を解除させていただきます。
- 下記事項及びそれに類する事に関して、当店は一切の責任を負いません。
・お客様がレンタル商品の使用、設置、保管によって生じた事故の被害または第三者に与えた損害。

・レンタル商品がレンタル期間中に使用不能になった場合のお客様の損害。

第8条 (レンタル商品の使用、保管)

- 1 お客様は、レンタル商品の使用及び保管に関して、可能な限り汚さないよう、壊れないように使用又は保管に努める義務を負います。
- 2 お客様が、レンタル商品を使用される際、お客様の使用上の不注意によって生じた損害については、当店は一切の責任を負いません。
- 3 当店は、お客様に生じた使用目的を達成しない等の損害について、一切の責任を負いません。
- 4 お客様は、レンタル商品をレンタル開始時と同様な状態で返却することとします。明らかに異常な汚れのひどいものと当社が判断した場合には、別途お客様へ整備料を頂くことができるものとします。
- 5 お客様は、レンタル商品の譲渡、質入、転貸等を行うことはできません。また、レンタル商品を改装、改造することはできません。ただし、転貸については、当社が認めた場合にできることとします。
- 6 お客様は、レンタル商品を使用される前に、「取扱説明書」および「当店スタッフからの取扱注意事項」をご確認いただき、ご使用ください。

第9条 (レンタル商品の使用義務違反)

レンタル商品がお客様の責に帰すべき事由により紛失、破損した場合又はお客様が当店のレンタル商品に対する所有権を侵害した場合は、お客様は当社に対して、紛失したレンタル商品の再購入代金、損傷したレンタル商品の修理代金等、当社が被った一切の損害を賠償していただきます。

また、盗難にあった場合は、当社へ直ちに連絡するとともに、警察に被害届を提出し、当社に受理番号を報告することとします。

第10条 (レンタル商品の返却)

お客様は、レンタル商品を納品書に記載する期間に基づき、レンタル期間終了時刻までに返却しなければなりません。レンタル期間終了時刻を過ぎても、お客様から何の連絡のない場合は、当社の判断により、レンタル契約を解約することができるものとします。

その場合、お客様は直ちにレンタル商品を返却するものとします。契約解除後、当社がレンタル商品の返却を受けるまでの間は、延長料金相当の違約金を付加してお支払いいただきます。返却の見込みがないと判断した場合は、延長料金、違約金とは別に商品再購入価格をお支払いいただきます。

第11条 (レンタル期間の延長)

レンタル期間の延長をご希望される場合、受取日までに、お申し出で頂き、当社がこれを了承した場合に、レンタル期間を延長することができます。延長不可の連絡があった場合は、契約期間終了時刻までに速やかに返却しなければなりません。返却が遅れることで貸し出しができず、当社が不利益を得る場合、その損害分をお支払いいただきます。

レンタル期間を延長する場合、料金はレンタル料金表の「以後1日につき」および「以後1時間につき」に基づくものとします。ただし、ご連絡ない延長の場合、通常の延長料金の1.5倍をお支払いいただきます。

第12条 (不可抗力について)

当社が、お客様に対しレンタル開始時刻までに天災、地変、火災、戦争、内乱、その他不可抗力(当店の責によらないものに限る。)によりレンタル商品の納入を完了できないときは、その事由の継続する期間に限り、当

店は遅延の責を負わないものとします。ただし、使用が妨げられた期間のレンタル料等は時間若しくは日割り計算により減免することとします。

第 13 条 （予約取消手数料）

本申込完了後にご予約を取消される場合、キャンセル料が発生する場合がございます。詳しい料率は下記のとおりです。キャンセルに際しましては、すでにご入金の場合は、下記料金+返金手数料を差し引かせていただき返金いたします。

- ・レンタル商品お受取日の 3 日前 15 時までのキャンセル キャンセル料は発生しません。
- ・レンタル商品お受取日の 3 日前 15 時 01 分以降 レンタル料金の 50%
 ～レンタルにご利用期間開始日の前日 17 時までのキャンセル

第 14 条 （権利の譲渡）

当店は、この契約に基づく当店の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に差し入れることができます。

第 15 条 （レンタル商品返却時に備品を忘れた場合）

レンタル商品の返却時に、セット内容の一部及び商品の備品を忘れた場合、そのセットの一部若しくは備品が返却されるまで、レンタル料金表の「以後 1 日につき」及び「以後 1 時間につき」に基づくレンタル料金の 100% をお支払いいただきます。また、お客様がお忘れになったセット内容の一部を返却に伴う経費はお客様負担となります。

また、当該商品につき別のお客様予約が入っている場合等で、貸し出しができず、当店が不利益を得る場合には、その損害分を、紛失された場合は、商品再購入価格をお支払いいただきます。

第 16 条 （その他）

一部高額商品をレンタルする場合、レンタル料金とは別に保証金をお預かりさせていただきます。

第 17 条 （準拠法）

本レンタル約款の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本の法律が適用されるものとします。

第 18 条 （契約不履行）

商品の返却をご連絡なく延滞され、ご連絡がつかないまま 3 日を経過してもご返却されない場合や、申込書に虚偽の住所・身分・連絡先等を記載した場合、また、電話の不通などが発生した場合は、警察署に被害届を提出し、法的手段を取ります。

第 19 条 （裁判所の管轄）

本レンタル契約について訴訟の必要性が生じたときは、当店の本店所在地の地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 20 条 （会員の資格）

お客様は、当店のレンタルサービスを利用するためには、一般社団法人海と空の会員でなければ利用できません。会員になるためには、利用申込書を兼ねた会員登録申請書を代表理事へ提出し、年会費は、1 人あたり 1,000 円を納入しなければなりません。なお、会費は、レンタル料に含むものとします。

以上